

任期付職員（経済安全保障政策に係る法律実務経験者）の募集について

令和 7 年 3 月 2 1 日

貿易安全保障局経済安全保障政策課

経済産業省経済安全保障政策課は、経済安全保障に係る産業政策を推進するため、経済安全保障推進法に基づく施策をはじめとする各種施策の立案・運用を担当しているところ、これらの業務を担当する職員を募集しております。採用を希望される方は、以下の要領によりご応募ください。

1. 応募資格

法律事務所等において経済安全保障に係る法律実務の経験を有する者又は当該分野における専門知識・経験を有し、業務に関心を有する者。

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

課長補佐級 1 名

3. 採用期間

令和 7 年 6 月 1 日から 1 年間を予定。（採用日について若干の調整は可能。）

本人の希望を考慮して、延長の可能性を含め調整します。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東

京都千代田区霞が関)、通常の勤務時間は9:30~18:15(週5日、土日祝日を除く)となります。

5. 業務内容

以下の(1)~(2)の業務範囲を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。業務には英文資料の読解や作成を含みます。

- (1) 経済安全保障に関連する重要施策(産業支援策・産業防衛策)の企画・立案。
- (2) 経済安全保障分野における諸外国の規制等に関する調査・分析及び経済安全保障分野における協力の推進のための企画・立案及び国内外関係機関との協議。
- (3) 経済安全保障推進法(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律)、重要経済安保情報保護活用法(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律)等、経済安全保障を支える主要法令に関する施策の企画立案、制度設計・運用及びこれらに係る専門的知見からの助言。

6. 応募方法

履歴書(写真貼付)、エッセイ((1)大学・大学院等における研究内容、(2)現在までの職務経歴、(3)志望理由等をA4判1~2枚程度にまとめたもの、様式自由)を、電子メールにて下記まで提出してください。

7. 応募締切

令和7年4月30日(水)

8. 選考方式

書類選考の後、若干名に対し面接を行います。書類選考には1~2週間程度かかります。なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

経済産業省貿易安全保障局総務課

担当: 國澤

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3501-2863

電子メール bzl-s-boeki-keizai@meti.go.jp